

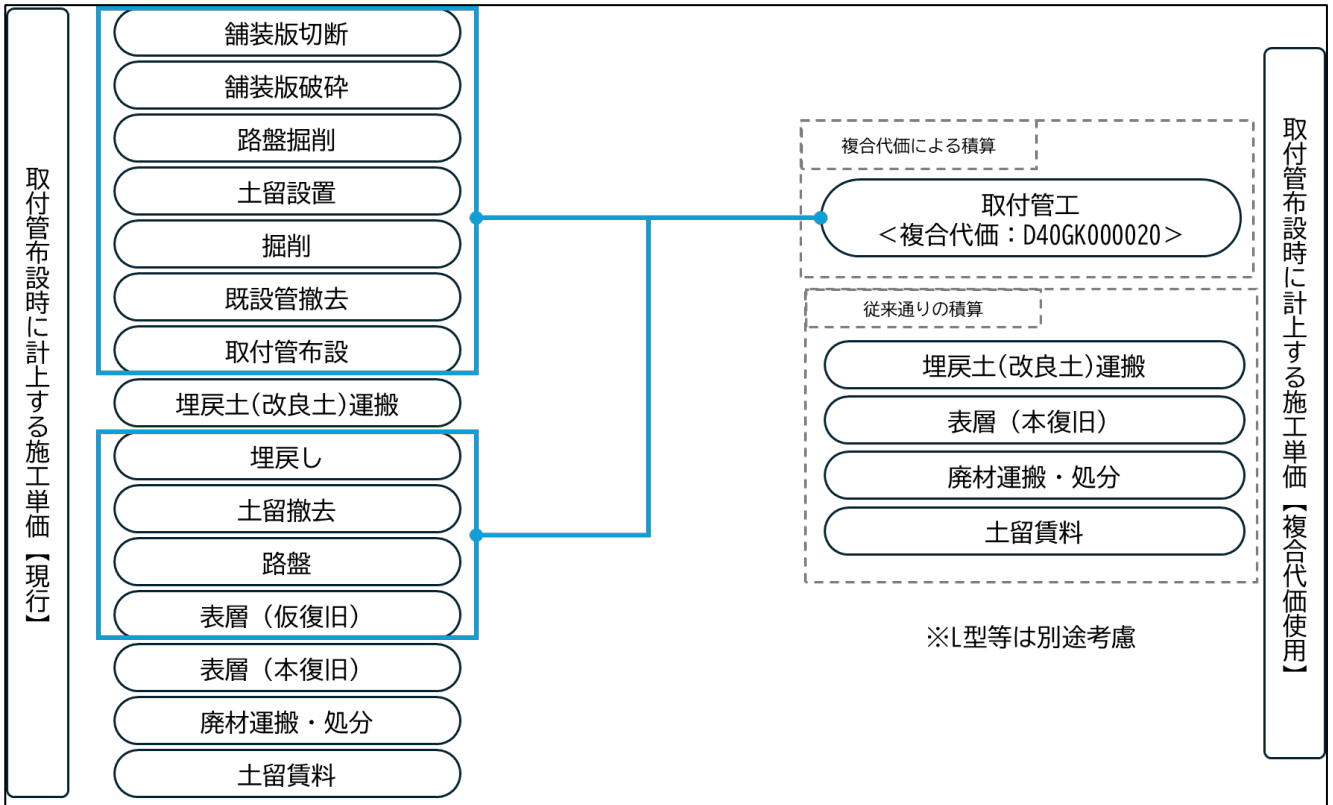
本特記仕様書は、取付管複合代価により積算した工事に適用するものとする。

1 複合代価の概要

(1) 複合代価とは

複合代価は、従来の下位単価表から材料費・労務費を積み上げる方式に代わり、施工条件に応じた複数の単価表を統合し、一つの単価として設定したものである。

複合代価に含まれる施工単価イメージは図：複合代価の概要に示す通りとする。



【図：複合代価の概要】

2 複合代価の構成

(1) 構成

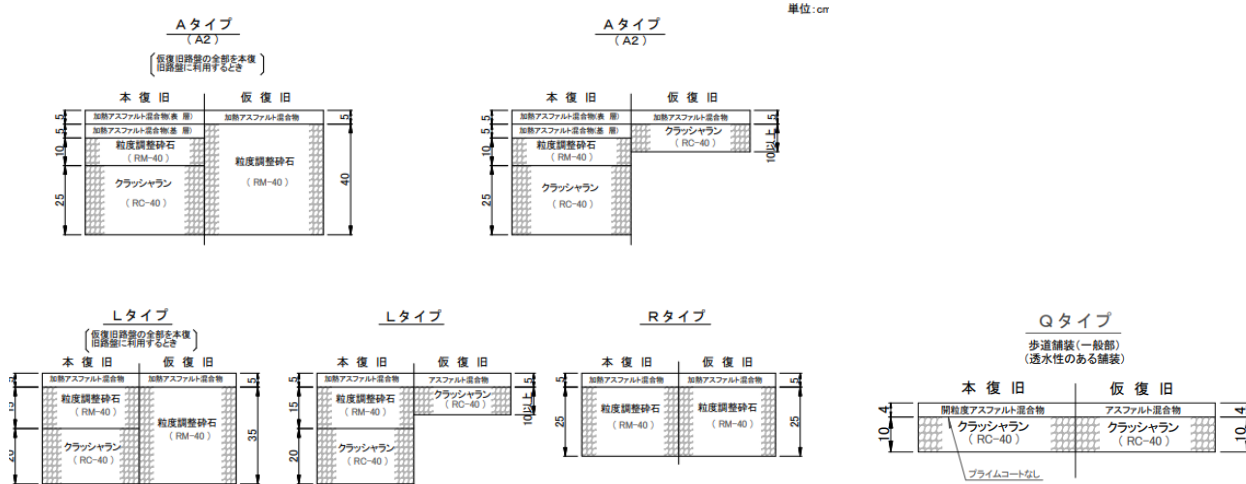
- ・複合代価は、舗装版切断・掘削・取付管布設・埋戻し・舗装復旧など、取付管施工に必要な作業をパッケージ化した単価である。
- ・管径、延長、掘削深さ、舗装種別、既設管種に応じた標準歩掛を基準として設定している。
- ・施工区分は延長・深さとも 0.5m 刻みで設定し、過去の施工実績を踏まえて範囲を定めている。

(2) 対象舗装種別及び施工規模

複合代価で対象とする舗装種別及び施工規模は次のとおりとする。

①舗装種別

A2交通、L交通、R交通。歩道の4種類を対象とする。



②規格（取付管管径）

内径150mm及び200mmを対象とする

③施工区分の設定範囲

施工区分は延長・深さともに0.5m刻みで設定することとし、数量計算における採用値は、施工区分の中間値を採用することとする。

取付管延長（水平長）	採用取付管延長
1.0m未満	0.8 m
1.0m以上1.5m未満	1.3 m
1.5m以上2.0m未満	1.8 m
2.0m以上2.5m未満	2.3 m
2.5m以上3.0m未満	2.8 m
3.0m以上3.5m未満	3.3 m
3.5m以上4.0m未満	3.8 m
4.0m以上4.5m未満	4.3 m
4.5m以上5.0m未満	4.8 m

掘削深さ（平均）	採用掘削深さ	掘削幅・埋戻幅
1.0m未満	0.8 m	0.7 m
1.0m以上1.5m未満	1.3 m	0.7 m
1.5m以上2.0m未満	1.8 m	0.8 m

3 設計変更について

複合代価に関する設計変更の取扱いは次のとおりとする。

(1) 設計変更協議

以下の条件等に変更がある時は、変更内容について協議することとする。

- ①施工区分に変更があったとき（取付管管径、施工延長、土被りの変更、舗装種別等）
- ②処分量等の変更
- ③その他、変更協議の申出があったとき

(2) 数量計算について

変更協議にあたり、以下の考え方にに基づき変更数量に関する資料を作成することとする。

①箇所数

複合代価の適用範囲に該当する場合は、延長・深さ・舗装・既設管種ごとに箇所数を計上する。

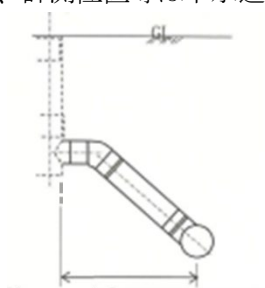
②取付管延長（水平長）

取付管延長（取付管布設延長）は、本管中心から柵までの水平距離とする。（図：取付管延長）
 なお、計測位置等は下水道河川局土木工事施工管理基準によることとする。

③掘削深さ（平均）

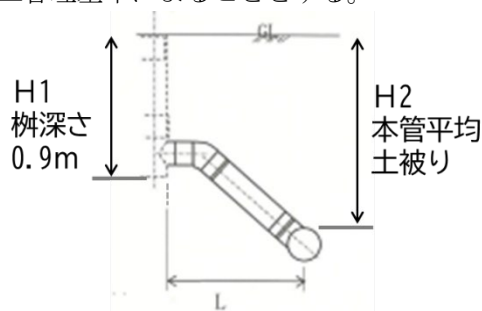
取付管平均掘削深さ = $(H1 + H2※) \div 2$ ※各スパンの本管平均土被
(計算した結果に応じて、下記の区分で計上します1.0m未満、1 m以上1.5m未満、1.5m以上2.0m未満) (図：掘削深さ)

なお、計測位置等は下水道河川局土木工事施工管理基準によることとする。



取付管布設延長

【図：取付管延長】



【図：掘削深さ】

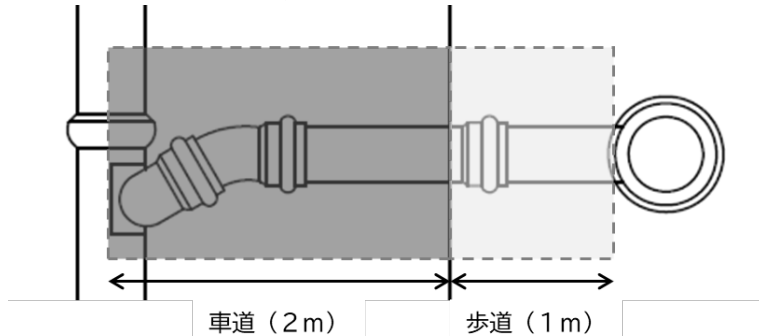
④舗装種別

施工箇所の（既存）舗装種別ごとに数量をまとめることとする。

(選択条件) A2タイプ、Lタイプ、Rタイプ、歩道

※施工箇所が複数の舗装種別が存在する場合は、割合（面積）の多い舗装種別を採用する。

例) 下図の時、採用舗装種別は車道側の種別による



⑤既設取付管種別

既設取付管種別を確認し、以下の種別ごとに数量をまとめることとする。

(既設取付管種別) 無、塩ビ管、陶管、Zパイプ

⑥その他

①～⑤に条件等が該当しない場合の取扱いは、監督員と協議することとする。

(3) その他

処分量等の変更にあたっては、数量根拠資料として処分伝票等の提示を行うこととする。